

汚水処理施設の災害時復旧支援協力に関する協定の合同締結式

平成30年8月1日、島根県松江市と水産土木建設技術センターは、災害時の漁業集落排水施設の迅速な機能回復のために必要な業務支援を行う「漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定」を締結しました。

これは、近年頻発する地震や風水害により災害が発生した場合、ライフラインとしての汚水処理施設を一刻も早く復旧することを目的に、公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設のそれぞれに関する知見、技術力を有する団体と松江市が災害時復旧支援協定を結ぶもので、当日は、松江市と日本下水道事業団、地域環境資源センター、当センターの3団体合同での締結式となりました。

締結式においては、宇賀神理事長から「水産土木建設技術センター設立の趣旨は、地方公共団体が行う積算や施工監理の業務を支援することであり、漁業集落排水施設が被災するようなことがあった場合には、地元松江支所を中心に迅速な支援協力にあたらせていただく。」と挨拶をさせていただきました。

今回の協定の締結式は、当センターとして初めての取り組みですが、漁港施設をはじめとする水産施設の災害復旧工事に必要な支援業務を行っておりますので、お気軽に当センター企画普及部にお問合わせください。



左から宇賀神理事長、辻原日本下水道事業団理事長、能海松江市副市長、仲家地域環境資源センター専務理事



左から宇賀神理事長、仲家地域環境資源センター専務理事、辻原日本下水道事業団理事長、能海松江市副市長、川原松江市上下水道局長

○松江市と交わした協定の「業務支援の内容」

1. 災害の状況を確認するために行う現地調査
2. 災害報告に必要な資料の作成
3. 協定施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他必要な工事に関する業務支援
4. 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成及び災害査定への立会
5. 前各号に掲げる災害支援に附帯する業務